

## 「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議

下記のとおり元県民局長の文書問題の内容調査に関する動議を提出します。

### 記

#### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ・令和 6 年 3 月 12 日付け元県民局長の文書に記載されている 7 項目の内容の真偽に関連する事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び兵庫県議会委員会条例第 4 条の規定により、委員 15 人からなる文書問題調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

#### 3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

#### 4 調査期限

上記特別委員会の調査は、令和 6 年 6 月 13 日から調査終了までとし、閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、500 万円以内とする。

令和 6 年 6 月 13 日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様

提出者	兵庫県議会議員	北	野	実
	同	村	岡	真夕子
	同	戸井	田	ゆうすけ
	同	富	山	恵 二
	同	岡		つよし
	同	風	早	ひさお
	同	上	野	英 一
	同	北	上	あきひと

投票による表決要求書

本日の会議で行う「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議の表決は、無記名投票によるよう兵庫県議会会議規則第81条第1項の規定により要求します。

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様

兵庫県議会議員	岸 口	みのる
同	門	隆 志
同	佐 藤	良 憲
同	大 矢	卓 志
同	飯 島	義 雄
同	白 井	たかひろ
同	住 本	陽 子
同	鏝 木	良 子
同	中 村	大 輔
同	増 山	誠

# 投票による表決要求書

本日の会議で行う、元県民局長の文書問題の内容調査に関する動議の表決は、  
記名投票によるよう会議規則 81 条第 1 項の規程により要求します。

令和 6 年 6 月 13 日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様

提出者	兵庫県議会議員	上 野 英 一
	同	迎 山 志 保
	同	北 上 あきひと
	同	小 西 ひろのり
	同	黒 田 一 美
	同	竹 内 英 明
	同	前 田 ともき
	同	中 田 英 一
	同	橋 本 成 年
	同	丸 尾 ま き
	同	橋 本 けいご

同意人事案件資料（令和6年6月県議会）

区 分	定数	任 期	任期満了・辞任者	任期満了年月日	新たに任命しようとする者	他の現職者
監 査 委 員	4人	識見を有する者 4年 議員 議員の任期	(議員選任) 中 田 慎 也 高 橋 みつひろ	(辞任) 令和6年6月13日	(議員選任) 吉 岡 たけし 岸 本 かずなお	(識見を有する者) 小 畑 由 起 夫 花 岡 正 浩
公安委員会委員	5人	3年	小 西 新 右 衛 門	(任期満了) 令和6年6月30日	小 坂 圭 一	澤 田 隆 津 田 隆 雄 大 内 ま す み 高 見 澤 恵 美 子
収用委員会委員	7人	3年	村 上 公 一	(任期満了) 令和6年7月13日	高 橋 正 樹	中 川 文 久 中 尾 一 彦 森 原 有 美 藤 原 昭 一 多 田 敏 章 福 本 豊

# 議 事 順 序 ( 案 )

第 3 6 7 回 定 例 会  
第 4 日 ( 6 月 1 3 日 )

## 1 開 議 宣 告

## 2 諸 般 の 報 告

- (1) 本日議員から提出された動議
- (2) 本日知事から追加提出された議案 ( 件名一覧表配付 )
- (3) 提出された意見書案

## 3 「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議

### (1) 趣旨説明

戸井田 ゆうすけ 議員

### (2) 動議に対する質疑 ( 終局 )

### (3) 討 論

岸 口 み の る 議員 ( 反 対 )

迎 山 志 保 議員 ( 賛 成 )

伊 藤 勝 正 議員 ( 反 対 )

庄 本 え つ こ 議員 ( 賛 成 )

丸 尾 ま き 議員 ( 賛 成 )

橋 本 け い ご 議員 ( 賛 成 )

### (4) 表 決 方 法 の 決 定

#### ① 議 場 閉 鎖

#### ② 開 票 立 会 人 の 指 名 ( 議 長 指 名 、 簡 易 採 決 )

久保田 けんじ 議員

中 田 英 一 議員

麻 田 寿 美 議員

富 山 恵 二 議員

飯 島 義 雄 議員

#### ③ 表 決 ( 記 名 投 票 )

#### ④ 開 票

#### ⑤ 開 票 結 果 報 告

(5) 動議表決

① 開票立会人の指名（議長指名、簡易採決）

久保田 けんじ 議員

中 田 英 一 議員

麻 田 寿 美 議員

富 山 恵 二 議員

飯 島 義 雄 議員

② 表 決

③ 開 票

④ 開票結果報告

⑤ 議場開鎖

（ 休 憩 ） [委員会開催のため]

（ 再 開 ）

〔 (6) 文書問題調査特別委員会委員の選任（議長指名、簡易採決） 〕

4 議案一括上程

第93号議案ないし第100号議案

報第1号、報第2号

(1) 委員会審査報告

① 文書報告

総務、健康福祉、農政環境、建設の各常任委員会委員長

(2) 委員長報告に対する質疑（終局）

(3) 討 論

小 西 ひろのり 議員（反対）

（地方自治法第117条の規定により石川憲幸議員除斥）

岡 つよし 議員（賛成）

久保田 けんじ 議員（反対）

(4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

（第95号議案表決の際、地方自治法第117条の規定により石川憲幸議員除斥）

5 追加議案一括上程

第101号議案ないし第103号議案

- (1) 知事提案説明
- (2) 議事順序の省略議決（簡易採決）
- (3) 表 決（採決方法別紙のとおり）

6 請願一括上程

- (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申し出  
（請願の審査結果報告並びに閉会中継続審査申出一覧表配付）

① 文書報告

議会運営委員会委員長

- (2) 委員長報告に対する質疑（終局）
- (3) 討 論  
庄 本 えつこ 議員
- (4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

7 意見書案一括上程

意見書案第31号ないし意見書案第37号

- (1) 議事順序の省略議決（簡易採決）
- (2) 表 決（簡易採決）

8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告（報告書配付）

（ 休 憩 ）

（ 再 開 ）

9 議会運営委員会の委員の選任

- (1) 議会運営委員会の委員の定数の決定（簡易採決）
- (2) 議会運営委員会の委員の選任（議長指名、簡易採決）

10 常任委員会の委員の選任（議長指名、簡易採決）

11 常任委員会の委員長及び副委員長の選任（議長指名、簡易採決）

## 12 関西広域連合議会議員の選挙

### (1) 選挙の方法

指名推選（簡易採決）

### (2) 指名の方法

議長による指名（簡易採決）

### (3) 議長指名

中 田 慎 也 議員

前 田 ともき 議員

高 橋 みつひろ 議員

徳 安 淳 子 議員

藤 田 孝 夫 議員

### (4) 当選人の決定（簡易採決）

### (5) 当選告知（口頭）

## 13 兵庫県競馬組合議会議員の選挙

### (1) 選挙の方法

指名推選（簡易採決）

### (2) 指名の方法

議長による指名（簡易採決）

### (3) 議長指名

水 田 裕一郎 議員

山 口 晋 平 議員

斉 藤 なおひろ 議員

竹 尾 ともえ 議員

藤 本 百 男 議員

### (4) 当選人の決定（簡易採決）

### (5) 当選告知（口頭）

## 14 兵庫県・神戸市調整会議構成員の選挙

### (1) 選挙の方法

指名推選（簡易採決）

### (2) 指名の方法



議長による指名（簡易採決）

- (3) 議長指名
- (4) 当選人の決定（簡易採決）
- (5) 当選告知（口頭）

15 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

16 閉会宣告

17 閉会あいさつ

議長

知事

令和6年6月13日

## 「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議 に係る記名投票について

本日の本会議における「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議の表決の際に、記名投票による採決が2回（①記名投票に賛成するか否か、②動議に賛成するか否か）行われます。その際、以下のことにご留意願います。

1. 事務局職員から、採決ごとに、以下2枚の記名投票札（白票【はくひょう】、青票【せいひょう】）が配付されます。

- ・受け取ったらすぐに投票の準備をお願いします。

可	否	<b>白が可（賛成）</b> 記名投票に賛成 動議（委員会設置）に賛成 <b>青が否（反対）</b> 記名投票に反対 動議（委員会設置）に反対
兵庫 太郎	兵庫 太郎	

2. 議事課長の点呼があり、点呼に基づき演壇で投票を行います。

- ・点呼がありましたら、記名投票札2枚のうち**1枚だけを持参**してください。
- ・持参いただいた記名投票札を**演壇にいる職員にお渡しください**。

※ 手元に残った**記名投票札は、休憩中に事務局が回収**しますので、**そのまま机上に残しておくようにしてください**。

正副議長辞職及び選挙順序（案）

1 議長辞職許可の件、日程追加上程（簡易採決）

辞職許可（簡易採決）

○ 内藤兵衛議長退任あいさつ

2 議長選挙、日程追加上程（簡易採決）

（ 議場閉鎖 ）

(1) 開票立会人の指名（議長指名、簡易採決）

久保田	けんじ	議員
中 田	英 一	議員
麻 田	寿 美	議員
富 山	恵 二	議員
飯 島	義 雄	議員

(2) 投 票（単記無記名）

(3) 開 票

(4) 当選人の決定

（ 議場開鎖 ）

(5) 当選告知（口頭）

○ 議長就任あいさつ

（副議長と議長が議長席交代）

3 副議長辞職許可の件、日程追加上程（簡易採決）

辞職許可（簡易採決）

○ 徳安淳子副議長退任あいさつ

4 副議長選挙、日程追加上程（簡易採決）

（ 議場閉鎖 ）

(1) 開票立会人の指名（議長指名、簡易採決）

久保田	けんじ	議員
中 田	英 一	議員
麻 田	寿 美	議員
富 山	恵 二	議員
飯 島	義 雄	議員

(2) 投 票（単記無記名）

(3) 開 票

(4) 当選人の決定

（ 議場開鎖 ）

(5) 当選告知（口頭）

○ 副議長就任あいさつ

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 6 7 回 定例会

令和 6 年 6 月 1 3 日

（6月4日に提出された議案）

1 起立採決

（地方自治法第117条の規定により石川憲幸議員除斥）

第 9 5 号議案 特定調停及び債権の放棄

2 起立採決

第 9 4 号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

3 簡易採決

第 9 3 号議案 薬物の濫用の防止に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 9 6 号議案 公益社団法人ひょうご農林機構への貸付金の一部債権放棄

第 9 7 号議案 消防防災ヘリコプター取得契約の締結

第 9 8 号議案 二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）請負契約の締結

第 9 9 号議案 二級河川新川水系新川新川・東川統合排水機場本体工事（下部工）請負契約の締結

第 1 0 0 号議案 県営新多聞住宅第2期建築工事請負契約の締結

報 第 1 号 専決処分の承認

報 第 2 号 専決処分の承認

（本日追加提出された議案）

1 起立採決

第 1 0 1 号議案 監査委員の選任の同意

2 簡易採決

第 1 0 2 号議案 公安委員会の委員の任命の同意

第 1 0 3 号議案 収用委員会の委員の任命の同意

本日議決予定の請願（議決順）

第 3 6 7 回 定 例 会  
令 和 6 年 6 月 1 3 日

I 審 査 結 果 報 告

- 1 起 立 採 決 （委員長報告、採択）  
第 1 9 号 百条委員会の設置を求める件

II 閉会中の継続審査申し出

- 1 起 立 採 決  
第 2 0 号 核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書提出の件
- 2 起 立 採 決  
第 2 2 号 高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意見書提出の件
- 3 起 立 採 決  
第 2 号 子どもの医療費を所得制限なしに 18 歳まで無料にすることを求める件  
第 2 1 号 訪問介護費の引下げ撤回及び介護報酬の引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出の件

第 3 6 7 回定例兵庫県議会  
議事日程（第 4 号）

令和 6 年 6 月 1 3 日  
午前 1 1 時開議

- 第 1 「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議  
趣旨説明  
討 論  
表決方法の決定  
表 決
- 第 2 第 9 3 号議案ないし第 1 0 0 号議案  
報第 1 号、報第 2 号  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 3 第 1 0 1 号議案ないし第 1 0 3 号議案  
知事提案説明  
表 決
- 第 4 請 願  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 5 意見書案第 3 1 号ないし意見書案第 3 7 号
- 第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告
- 第 7 議会運営委員会の委員の選任
- 第 8 常任委員会の委員の選任
- 第 9 常任委員会の委員長及び副委員長の選任
- 第 10 関西広域連合議会議員の選挙

- 第 11 兵庫県競馬組合議会議員の選挙
- 第 12 兵庫県・神戸市調整会議構成員の選挙
- 第 13 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査



本日知事から追加提出された議案

第367回定例会

令和6年6月13日

第101号議案 監査委員の選任の同意

第102号議案 公安委員会の委員の任命の同意

第103号議案 収用委員会の委員の任命の同意

# 請願の審査結果報告一覧表

第 3 6 7 回 定 例 会

令 和 6 年 6 月 1 3 日

委 員 会 名	請 願 番 号	件 名	審 査 結 果	備 考
議 会 運 営 委 員 会	第 19 号	百 条 委 員 会 の 設 置 を 求 め る 件	採 択 す べ き も の	

請願の閉会中継続審査申出一覧表

第 3 6 7 回 定 例 会

令 和 6 年 6 月 1 3 日

委 員 会 名	請 願 番 号	件 名	備 考
総 務 常任委員会	第 20 号	核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書提出の件	
健 康 福 祉 常任委員会	第 2 号	子どもの医療費を所得制限なしに 18 歳まで無料にすることを求める件	
健 康 福 祉 常任委員会	第 21 号	訪問介護費の引下げ撤回及び介護報酬の引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出の件	
文 教 常任委員会	第 22 号	高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意見書提出の件	

## 意見書案提出書

別紙「保育士等の更なる処遇改善と人材確保への支援を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門	隆志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり

## 意見書案 第 31 号

### 保育士等の更なる処遇改善と人材確保への支援を求める意見書

我が国における 2023 年の出生数は前年比 5.1%減の 75 万 8,631 人で、8 年連続で減少し、過去最少を更新した。人口の減少幅も初めて 80 万人を超えるなど、少子化に伴う人口減少は深刻さを増しており、これらの対策として、安心・安全なこどもの成長を支えるための十分な保育の受皿を一刻も早く整備することが求められている。

こうした中、国では「こどもまんなか社会」の実現を目標に掲げ、こども家庭庁を中心に様々な施策に取り組むとともに、昨年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」では、保育園等の職員配置基準について、今年度からは 4、5 歳児を 1 人当たり 30 人から 25 人に、来年度以降は 1 歳児についても、6 人から 5 人へと改善を進めることが盛り込まれるなど、保育の質の向上や保育士の負担軽減につながることを期待されている。

一方、保育士等の処遇については、これまで一定の改善が図られてはいるものの、依然として全産業平均との賃金格差は大きく、女性の社会進出等に伴い高まる保育ニーズも相まって、今後も慢性的な保育人材不足に陥ることが懸念される。また、職員配置基準の見直しにより生じるおそれのある保育人材の不足に対応するための更なる人材確保及び定着に向けた取組が肝要である。

よって、国におかれては、安心・安全な子育て環境の充実にに向けた幼児教育・保育の質の一層の向上を図るため、下記事項に早急に取り組まれることを強く要望する。

#### 記

- 1 保育士等が安定的、継続的に働くことができるよう、基本分単価や処遇改善加算を引き上げるとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を行うこと。
- 2 保育士等の配置の見直しに影響を及ぼすことのないよう、保育人材の安定的確保と就業継続につながる実効性ある支援策を講じること。
- 3 保育士等の処遇改善や人材確保等に必要なる財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
内閣官房長官	林	芳正	様
総務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様
内閣府特命担当大臣 (こども政策)	加藤	鮎子	様
こども家庭庁長官	渡辺	由美子	様

## 意見書案提出書

別紙「生殖補助医療における費用負担軽減及び保険適用範囲の拡充を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門	隆志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり

## 意見書案 第 32 号

### 生殖補助医療における費用負担軽減及び保険適用範囲の拡充を 求める意見書

生殖補助医療は、国及び都道府県の助成金事業の対象であったところ、令和 4 年 4 月から保険適用となり、保険適用が受けられる範囲では、利用者の負担軽減につながっている。

しかし、生殖補助医療の保険適用範囲については、概ね助成事業の対象範囲を継承しており、漢方薬など代替医療への継続的な出費等が大きな負担になる事例も指摘されている。それに加え、一部の投薬治療など保険適用外の診療と併用することになれば混合診療となり、これまでの助成制度よりも自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図る必要がある。

まず、43 歳未満という年齢制限について、女性の年齢と出産のリスクには科学的な根拠があり、年齢制限の撤廃が必ずしも全てのケースにおいて有益とは限らない。ただ、加齢によるリスクは個別に検討し、医師の判断と本人の意思を尊重する形での適用が重要である。

さらに、国内の出生数は減少を続けており、近年その傾向が顕著になっているが、一方で生殖補助医療による出生数は増加を続けており、全体の 1 割に迫る勢いとなっている。今後の出生数増加を図るためには、生殖補助医療をより積極的に利用していく必要があるということは、少子・高齢化、晩婚化の影響を強く受ける地方自治体として、強く感じるところである。

よって、国におかれては、更なる少子化対策の一環として、不妊治療の受診機会の拡大等を図るため、下記事項に取り組みられることを強く要望する。

#### 記

- 1 科学的な根拠に基づき、生殖補助医療にかかる費用に対して、年齢や回数にとらわれず保険適用の対象とするなど、制度の更なる充実を検討すること。
- 2 生殖補助医療の保険適用範囲について、適応症と効果が明らかな治療に対しては医療保険の適用の在り方を含めて、不妊治療の経済的負担の軽減を図る方策を取ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。



令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
内閣官房長官	林	芳正	様
総務大臣	松本	剛明	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様

## 意見書案提出書

別紙「大規模地震災害を見据えた上水道施設の強靱化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	北野実
	〃	門隆志
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	村岡真夕子
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	岡つよし
	〃	風早ひさお
	〃	白井たかひろ
	〃	麻田寿美
	〃	小西ひろのり

大規模地震災害を見据えた上水道施設の強靱化を求める意見書

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、最重要のインフラであるべき上水道施設の大規模地震に対する脆弱性が明らかになり、被災地の住民生活を一層困難にするとともに、復旧・復興の大きな支障となった。

被災地石川県内では一時、約 11 万戸余りが断水したが、国の上下水道地震対策検討委員会での報告によると、発災 15 日後時点の断水戸数の断水率は能登半島地震 48.3%、東日本大震災 19.2%、熊本地震 2.9%であり、能登半島地震による断水率が高い状況であったことがうかがえる。

珠洲市と輪島市では浄水場が被災し、河川から水を取り込む取水口や浄水場から配水池まで送水する水道管が壊れるなどし、復旧が遅れた。能登町でも、浄水場から送水する水道管が土砂崩れにより想定以上に破損し、修繕に時間がかかった。

現行の地方財政法では、上水道事業は公営企業と位置付けられ、水道料金で施設の整備費に充てる独立採算が原則となっている。しかしながら、能登半島地震の被災状況を教訓にすれば、国民の安全・安心を守ることは国の責務であり、憲法に規定する生存権の保障と考えられることから、上水道施設の強靱化について国の抜本的関与と公費負担が必要と考える。

また、南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%から 80%とされるなど、本県を含め大規模地震の危険性が切迫しており、水道施設の強靱化は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記事項に取り組みられることを強く要望する。

記

- 1 上水道施設の耐震化等のため新たに手厚い助成制度を創設すること。
- 2 上水道事業の耐震化等に対して新たな繰出基準を創設し、各地方自治体に対し水道施設の耐震化等に必要な地方財政措置を講じること。
- 3 個人負担とされている上水道の給水装置の修繕費について、大規模災害時には一括して地方自治体等が工事を発注することが復興・復旧を円滑化することから、公費負担の在り方も含めた制度設計を進めること。また、被災地の水道工事業者等の不足に対処するため、水道工事業者等の広域応援体制を構築すること。
- 4 大規模災害を見据えた上水道施設の耐震化等や発災時の早期復旧を推進するとともに、地方自治体の必要な財源を確保するために、上水道施設の強靱化のための法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	松本剛明様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	武見敬三様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様
国土強靱化担当大臣 内閣府特命担当大臣 (防災)	松村祥史様

## 意見書案提出書

別紙「SNSを利用した、いわゆる「なりすまし投資詐欺」被害防止対策を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門	隆志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり

## 意見書案 第 34 号

### SNSを利用した、いわゆる「なりすまし投資詐欺」被害防止対策を求める意見書

近年SNSを利用した詐欺被害が急増している。警察庁はSNSを通じて投資を勧める「SNS型投資詐欺」と、恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取る「ロマンス詐欺」の被害状況を公表し、昨年の認知件数は合わせて3,846件、被害額は約455億2千万円となり、オレオレ詐欺など特殊詐欺の被害額（約452億6千万円）を上回った。

とりわけ、著名人に成り済ました偽の広告で投資を呼びかける新しい詐欺の手法であるいわゆる「なりすまし投資詐欺」が急拡大し、被害を急増させている。

被害者がSNSで著名な実業家や経済アナリスト等をかたった偽の広告を経由して、投資のアドバイスを信じ込まされ、指定された口座に巨額の入金をした後、出金ができなくなったり、連絡が途絶えて被害に気付くというのが主な手法である。実際の犯人が海外にいるケースや、SNSにおいては本人確認が十分にできないこと、ネットバンキングの普及でマネーロンダリングが容易な環境にあること、不正に譲渡された口座が犯罪に利用されていることなどから、犯人逮捕が極めて困難であり、大きな社会問題となっている。

兵庫県においても、今年1月～3月のSNS型投資詐欺の被害額は昨年同期比の約4倍に当たる約16億7,400万円に上り、その中でも「なりすまし投資詐欺」の手口が3割超となっている。国は、5月10日改正プロバイダー責任制限法を成立させ、SNSを利用した詐欺広告の削除について厳格化が図られたが、巧妙化、被害額の急拡大を防ぐため更なる広範な対策が急務である。

よって、国においては下記のことに取り組むよう強く要望する。

#### 記

- 1 犯行の詳細な手口を国民に広報し、犯罪被害防止の啓発を推進すること。
- 2 プラットフォーム事業者に対して、著名人の氏名や肖像の使用禁止を含む広告審査の厳格化などの犯罪防止対策を講じるよう求めること。
- 3 犯行に用いられる決済の口座の凍結、不正口座の譲渡対策など犯罪収益移転防止法で定められている制度について、SNS型投資詐欺への厳格な適用を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
内閣官房長官	林 芳正 様
総務大臣	松本 剛明 様
財務大臣	
内閣府特命担当大臣 (金融)	鈴木 俊一 様
法務大臣	小泉 龍司 様
デジタル大臣	河野 太郎 様
国家公安委員会委員長	松村 祥史 様
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	自見 はなこ 様

## 意見書案提出書

別紙「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門隆	志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり



聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。認知症施策推進総合戦略新オレンジプランや認知症対策推進大綱においても、難聴は認知症の危険分子の一つとされており、補聴器による認知症リスクの低減効果については、WHOも一定の見解を示している。

高齢者が補聴器を積極的に装用すれば、社会との関わりを促進し、コミュニケーションでの問題を軽減することにより、高齢者の生活の質が向上し、認知症予防や認知機能の低下を遅らせる可能性がある。

一般的に「補聴器」と呼ばれている「聴覚補助機器」は、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」と様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホン型聴覚補助機器が開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

兵庫県では、令和4年度から令和5年度にかけて、高齢者の補聴器活用調査として、平均年齢 80.5 歳の 407 名の方に対し、補聴器の使用前後における社会参加活動の「日数」や「意欲」を聞くアンケートを実施した。社会参加「日数」が増加、変化なし（現状維持）が約8割、そして、社会参加「意欲」が増加、変化なし（現状維持）が約7割を占め、回答理由として、「社会活動に前向きとなったため」が約4割と一定の効果が認められ、県民からも補聴器購入費用の補助を求める声が多く寄せられている。

よって、国におかれては、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、聴覚補助機器等の積極的な装用を促すため、聴覚補助機器等の購入支援制度の創設を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
内閣官房長官	林 芳正 様
総務大臣	松本 剛明 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
厚生労働大臣	武見 敬三 様
共生社会担当大臣	加藤 鮎子 様
内閣府特命担当大臣 (孤独・孤立対策)	
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	自見 はなこ 様

## 意見書案提出書

別紙「豊かな学びと育ちのための少人数学級実現と教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門	隆志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり

## 意見書案 第 36 号

### 豊かな学びと育ちのための少人数学級実現と教職員定数改善並びに 義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

学校現場では、いじめの件数や不登校の増加、不安定で複雑な家庭環境による貧困やヤングケアラー等、こどもたちを取り巻く課題は多様化している。

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているが、きめ細やかな教育活動を推進するためには、中学校での実施も求められる。このように、こどもたち一人ひとりに丁寧な寄り添い、よりきめ細やかな指導・支援が必要となっている状況であるにもかかわらず、兵庫県内の学校現場では教職員の未配置問題が各地で発生し、年度当初から配置基準に満たない状態となっている。

加えて、育児休業、病気休職者などの代替措置が未充足であるなど、慢性的な教職員不足の状態が長く続いている。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が3分の1となっているが、国の施策として定数改善、教職員の働き方改革の実現に向けた財源保障をし、こどもたちが全国のどこに住んでいても、豊かな学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国におかれては、上記の状況を踏まえ、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

#### 記

- 1 中学校での35人学級編制を実現すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現するため、教職員定数の増員などを推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるとともに、必要な地方財政対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
内閣官房長官	林芳正様
総務大臣	松本剛明様
財務大臣	鈴木俊一様
文部科学大臣	盛山正仁様

## 意見書案提出書

別紙「パレスチナにおける人命保護と平和実現を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門	隆志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり

意見書案 第 37 号

パレスチナにおける人命保護と平和実現を求める意見書

現在でもパレスチナ情勢は混乱が続いており、世界情勢にも大きな影響を与えている。戦闘地域では、多くの一般市民が深刻な危機にさらされており、国連機関等の報告によると、犠牲者の中には多数の子どもや女性が含まれている。また、ライフラインの停止・破壊、飢餓、医療崩壊による更なる犠牲と損害が続いている。

我が国は、議長国として開催したG7(主要7ヵ国)外相会合において、テロ攻撃を断固として非難することやガザ地区の人道危機に対処するため、戦闘の人道的休止を支持するとした緊急声明を公表し、本年3月15日に国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)への資金援助再開と昨年10月2日に発表されていた日本における拠点設置の検討再開、さらには本年4月18日に国連安全保障理事会にてパレスチナの国連加盟に賛成の意を表明した。

パレスチナの停戦は誰もが望むところであり、紛争の収束を求める動きは活発化しつつある。また、当事者間及び国際社会においても、停戦に向けた交渉が始まっている。

よって、国におかれては、パレスチナにおける人命保護及び一刻も早い平和と自立した復興を実現するため、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、停戦及び恒久的な平和合意の締結に向けた適切な外交努力を積極的に講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月13日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
内閣官房長官	林 芳正 様
外務大臣	上川 陽子 様

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

令和6年6月13日

橘		秀	太	郎
小	泉	弘		喜
山	口	晋		平
上	野	英		一
越	田	浩		矢
村	岡	真	夕	子
北	野			実
戸	井	田	ゆう	すけ
飯	島	義		雄
門		隆		志
岸	口	み	の	る
内	藤	兵		衛



常任委員会委員名簿

(令和6年6月13日)

区分 (定数)	総務 (13)	健康福祉 (13)	産業労働 (12)	農政環境 (12)	建設 (12)	文教 (12)	警察 (12)
委員長	門間 雄司	奥谷 謙一	増山 誠	松井 重樹	大豊 康臣	北上 あきひと	小泉 弘喜
副委員長	麻田 寿美	長崎 寛親	橘 秀太郎	なかい 隆晃	橋本 成年	長瀬 たけし	松本 裕一
委員	北村 智 伊藤 栄介 中田 慎也 庄本 えつこ 竹内 英明 浜田 知昭 大矢 卓志 越田 浩矢 富山 恵二 門 隆志 山本 敏信	橋本 けいご 久保田 けんじ 菅 雄史 前田 ともき 北口 寛人 大前 はるよ 山口 晋平 鏝木 良子 竹尾 ともえ 原 テツアキ 高橋 みつひろ	島山 清史 水田 裕一郎 北浜 みどり 小林 昌彦 丸尾 まき 白井 たかひろ 佐藤 良憲 小西 ひろのり 風早 ひさお 藤本 百男	大塚 公彦 天野 文夫 白井 かずや 住本 陽子 迎山 志保 岡 つよし 伊藤 傑 石井 秀武 岸口 みのる 藤田 孝夫	さかた たかのり 中田 英一 里見 孝枝 赤石 まさお 谷口 俊介 伊藤 勝正 北野 実 飯島 義雄 内藤 兵衛 北川 泰寿	松尾 智美 太田 やすふみ 青山 暁 中村 大輔 谷井 いさお 斉藤 なおひろ 上野 英一 戸井田 ゆうすけ 黒川 治 石川 憲幸	脇田 のりかず 大原 隼人 大上 和則 前井 まき 黒田 一美 吉岡 たけし 岸本 かずなお 村岡 真夕子 長岡 壯壽 徳安 淳子

常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和6年6月13日

総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の養成と働き方の推進について
- 5 元町周辺再整備の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 デジタル化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 芸術文化の振興について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
- 13 スポーツ振興について
- 14 防災・危機管理対策の総合的推進について

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実について
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について
- 4 医療確保と健康づくりについて

産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 兵庫を牽引する新たな産業の創出について
- 3 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展について
- 4 地域経済を支える人材の育成確保について
- 5 国際交流の推進について
- 6 観光による交流人口の拡大について

農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 総合的な環境施策の推進と循環型社会の構築について

## 6 健全な生態系の保全・再生と地域環境負荷の低減について

### 建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

### 文教常任委員会

- 1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進について
- 2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築について
- 3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実について

### 警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について
- 7 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

### 議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について

## 議会内における選挙の円滑な運営に係る確認事項

本県議会における議会内選挙の適正な運営に向けて、氏名を正確に記載することの徹底が図られたところであるが、改めて、有効・無効の判断が難しい投票がある場合の議事運営について、下記のとおり確認する。

### 1 開票作業

- (1) 開票作業に当たる職員は、投票用紙の記載内容を立会人が確認できるよう、丁寧に開票作業を進めることとし、有効・無効の判断が難しい投票については、あらかじめ、他の投票と明確に区別する。
- (2) 立会人は、上記1(1)で区別された投票について、速やかに有効・無効の判断を行い、必要な場合は、自らの意見を議長あて表明する。

### 2 結果の報告

議長は、上記1(2)の立会人の意見を聞いた上で、投票の有効・無効を決定し、選挙結果の報告を行う。

ただし、投票の有効・無効に係る立会人の意見が分かれるなど、選挙に関する疑義が生じた場合は、会議規則第34条の規定により、議長が会議にはかつて決める。

### 3 異議申し立て

上記2の選挙結果の報告に対して異議のある議員は、報告の後、直ちに議長の許可を得た上で、議席において、その内容を明らかにした上で異議申し立てを行う。

### 4 効力の決定

- (1) 議長は、選挙に関する疑義が生じた場合、または、異議申し立てがあった場合には、この取扱に係る議事運営について協議を行う議会運営委員会（改選年等で議運未設置の場合は各会派代表者会議、以下同じ）を開催するため、会議を暫時休憩する。なお、議場の開鎖に当たっては、議長は職員に対して投票用紙の保存を命じる。
- (2) 議会運営委員会において、表決方法（記名投票、無記名投票、起立表決）等を決定した後、会議を再開し、議員の表決により、投票の有効・無効を決する。
- (3) 上記4(2)の議会運営委員会では、必要に応じて開票結果に係る立会人の意見等を聴取するとともに、議員が自身の態度を判断する際に必要な措置を協議することとする。